ACSES ニュースレター_２２４３号（2022 年 1 月 14 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・令和２年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について（概況）〈厚生労働省〉
・群馬大病院で患者が意識障害に カテーテル抜去時のミスが原因か〈新聞報道〉
・食中毒事件一覧速報　令和 3 年（2021 年）食中毒発生事例（速報）〈厚生労働省〉
・ダンプのタイヤ 2 本外れ、500 メートル転がる　歩道の男性が重傷〈新聞報道〉／「脱輪タイヤは 12 月交換」　群馬の事故、会社社長説明〈Web 報道〉／大型車のタイヤ脱落、10 年で 12 倍　95%が歩道に近い「左後輪」〈新聞報道〉
・研修医が窃盗か「映画見て好奇心で」〈放送報道〉／自宅に放火、家族殺害未遂　容疑で大学生逮捕―岡山県警〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・駐車場で車が爆発、車内にガス充満させた男「気持ち良くなるために吸っていた」〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和２年度における消防職員の懲戒処分等の状況（令和２年４月1 日～令和３年３月31 日）〈総務省消防庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７０報）〈厚生労働省〉
・福島原発1号機、調査開始できず　東電、放射線量計などに異常〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・仏電力の新型原発、また稼働延期　10 年以上遅れ、増設計画に影〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 環境関連法改正情報（2021年12月分）更新〈産業環境管理協会〉
[4] 石綿被害予防
◇石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第３号)〈官報〉
◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第４号）〈官報〉
[5] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（政令第 19 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（厚生労働省告示第１号）〈官報〉
[6] 農薬

木立花酢漿草（キダチハナカタバミ、オキザリス）

◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[7] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質）No.01(2022)〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[8] 温暖化対策関係
◇温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における森林吸収由来クレジットの取扱いが変わります〈経済産業省・環境省〉
◇調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第１号）〈官報〉
◇米温暖化ガス排出 21 年 6%増　民間試算、目標達成遠のく〈Web 報道〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　12 件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[11] 海外の化学物質管理情報
○欧州：４件　　○米国：３件　　○カナダ：２件　　○台湾：２件　　○ブラジル：１件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇薬物関係：１件　　◇その他：３件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・令和２年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について（概況）
＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ynmHQ6JhhPKmSJBY
１　指導・監査等の実施件数

個別指導	１，７９７件	（対前年度比	２，９１８件減）
新規個別指導	２，９１５件	（対前年度比	２，７９６件減）
適時調査	５件	（対前年度比	３，５３９件減）
監査	４６件	（対前年度比	９件減）

特徴等
・　令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、個別指導、新規個別指導及び適時調査の実施の見合わせ等を行っていたため、実施件数が前年度比で大幅に減少している。

２　取消等の状況

・保険医療機関等	１９件	（対前年度比	２件減）
（内訳）指定取消	：１１件	（対前年度比	増減なし）
指定取消相当	：　８件	（対前年度比	２件減）
・保険医等	１８人	（対前年度比	３人増）
（内訳）登録取消	：１８人	（対前年度比	４人増）
登録取消相当	：　０人	（対前年度比	１人減）

特徴等
・　保険医療機関等の指定取消処分（指定取消相当を含む。）の原因（不正内容）を見ると、不正請求（架

空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求）がそのほとんどを占めている。

・　監査拒否による保険医療機関等の指定取消処分（指定取消相当を含む。）の件数が増加している。

・指定取消処分（指定取消相当を含む。）に係る端緒としては、保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等からの通報が１２件と取消（指定取消相当を含む。）件数の半数を占めている。

３　返還金額

保険医療機関等から返還を求めた額は、約５９億６千万円（対前年度比約４９億１千万円減）

（内訳）

・　指導による返還分　　：約２８億７千万円（対前年度比約　約　　５億５千万円減）

・　適時調査による返還分：約２６億１千万円（対前年度比約　約　２４億４千万円減）

・　監査による返還分　　：約　４億８千万円（対前年度比約　約　１９億２千万円減）

※　返還金額には、令和元年度以前に指導、適時調査及び監査を実施し、令和２年度中に確定した金額が含まれる。

〇令和２年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000875852.pdf

・群馬大病院で患者が意識障害に カテーテル抜去時のミスが原因か

＜毎日新聞　2022 年 1 月 13 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220113/k00/00m/040/023000c

群馬大病院（群馬県前橋市）で 2021 年 4 月、60 代の患者から担当医が透析用中心静脈カテーテルを抜いた際に患者の酸素飽和度と意識レベルが低下する医療事故があったことが 12 日、分かった。担当医は不適切な方法とされる、患者が座った状態でカテーテルを抜いたという。同病院はホームページで事実を公表し、斎藤繁病院長が「本事例の重大さとご家族の強い思いを真摯（しんし）に受け止め、再発防止の徹底と医療安全対策に努める」と陳謝した。

事故情報を収集する日本医療機能評価機構は、中心静脈カテーテルの医療事故例として血管内に空気が流入して起きる空気塞栓（そくせん）症を挙げており、事故を防ぐ方法として、仰向けか、トレンデレンブルグ位（頭部より下半身を高くする）で抜くとしている。群馬大病院の担当医は同機構の事故例で指摘されている座った状態でカテーテルを抜いてしまった。患者は意識が少しずつ回復しつつあるが、21 年 12 月時点で以前の状態に戻っていないという。

同病院は意識障害が発生した要因を分析し、改善策を検討するため医療事故調査専門委員会を開催。今回の事故について、「カテーテル抜去に伴う空気塞栓症による意識障害の可能性が最も高い」と、結論付けた。

同病院では、中心静脈カテーテルの院内マニュアルを改定したほか、同機構の医療安全情報を使って周知徹底を図るなどしているという。

・食中毒事件一覧速報　令和3年（2021年）食中毒発生事例（速報）

＜厚生労働省　2022年1月4日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html

病因物質が化学物質とされた食中毒の事例8件が含まれる。

・ダンプのタイヤ２本外れ、500 メートル転がる　歩道の男性が重傷

＜朝日新聞　2022 年 1 月 13 日＞

12 日午後 0 時半ごろ、群馬県渋川市半田の国道 17 号で、榛東村長岡の会社員の女性（46）が運転する大型ダンプカーのタイヤが外れ、歩道を歩いていた渋川市半田のアルバイトの男性（45）にぶつかった。男性は大動脈解離や肝臓損傷などの重傷を負った。

県警渋川署によると、片側 2 車線の車道を走っていたダンプカーから、後輪タイヤ 8 本のうち左側の 2 本が外れた。2 本のタイヤは中央分離帯を越えて 500 メートルほど転がり、うち 1 本が反対車線の歩道を歩いていた男性に衝突したという。外れたタイヤは直径約 105 センチ。署が原因を調べている。

・「脱輪タイヤは 12 月交換」　群馬の事故、会社社長説明
＜共同通信　2022 年 1 月 13 日＞　https://nordot.app/854323112416280576?c=39546741839462401
群馬県渋川市の国道でダンプカーのタイヤが外れ、歩行者に直撃した事故で、ダンプカーを運行していた前橋市の運送会社社長が 13 日、取材に応じ、外れたのは昨年 12 月に交換したスタッドレスタイヤで、交換作業はタイヤメーカーに依頼したと明らかにした。
運んでいた砂の過積載や走行スピード超過などの「問題はなかった」と説明した上で「整備の問題ではないか」との認識を示した。県警は脱輪した際の状況や整備に問題がなかったかなどを調べる方針。
会社や渋川署によると、運転手の女性（46）は 12 日朝に出勤、群馬県片品村から茨城県内の工場に向け砂を運搬中だった。

・大型車のタイヤ脱落、10 年で 12 倍　95%が歩道に近い「左後輪」
＜朝日新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCK5TW3PBHUTIL02K.html
大型トラックやバスのタイヤが走行中に外れる事故が後を絶たない。10 年間で約 12 倍に急増し、昨年度は過去最多の 131 件。特に冬が多かった。外れるタイヤの 95%は「左後輪」だ。歩道に近い側ばかりが外れる危険な状況だが、確たる理由はわかっていない。
大型車のタイヤは重さ 100 キロ、直径 1 メートルにもなり、歩行者や周囲の車にぶつかれば命に関わる。2002 年には横浜市で、部品の欠陥によってトレーラーのタイヤが外れて母子 3 人が死傷する事故が起き、社会問題になった。
それ以降、国土交通省が 04 年度から、8 トン以上のトラックと定員 30 人以上のバスで起きたタイヤ脱落事故の集計を公表している。これによると、事故はいったん減ったが、11 年度（11 件）を底に増加に転じ、昨年度は 131 件。人身事故はなかったものの、過去最多を更新した。直近 4 年間でも約 2 倍に急増した。
発生は冬に集中。昨年度は 3 分の 2 が 11～2 月の 4 カ月に起きた。地域別では東北 43 件と北海道 19 件で半数近くを占め、北信越 18 件▽関東 17 件▽中部、中国各 12 件▽近畿 5 件▽九州 3 件▽四国 2 件などと続いた。
こういった傾向から、国交省は冬用タイヤへの交換作業に原因があるとみている。交換の際のナットの締め付けが足りなかったり、100 キロ程度走行後に再び締め付けを行う「増し締め」の作業を怠ったりしたことが脱落につながっている恐れがあるという。
ただ、冬用への交換は以前から行われており、近年の急増の理由として、これだけでは説明がつきづらい。国交省の担当者は「スリップ防止対策で融雪剤の散布が増えていることも一因では」と推測。融雪剤に含まれる塩化カルシウムでホイールなどの腐食が起き、結合部の緩みにつながる可能性があるという。
取り付け方？人手不足？
要因のひとつではないかと業界で指摘が出始めているのが、ホイールの取り付け方の変更だ。
国産の大型トラックは 10 年…

・研修医が窃盗か「映画見て好奇心で」
研修医“黒ずくめ”で窃盗か“映画見て…“
＜日テレ NEWS24　2022 年 1 月 13 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/2e9fc38ae914477b86e213dc126dc704b43b51de
東京・多摩市の住宅に侵入し、現金を盗んだ疑いで再逮捕された港区にある病院の研修医。全身黒ずくめの姿で犯行に及んだとみられますが、なぜ、そのような服装をしたのでしょうか…。
◇
東京・港区にある虎の門病院の研修医、遠山友希容疑者（３１）が再逮捕されました。
警視庁によると、去年４月、遠山容疑者は多摩市の７０代の男性の住宅に侵入し、現金およそ５万２０００円を盗んだ疑いが持たれています。
全身黒ずくめの姿で、1 階の窓ガラスをドライバーのようなもので割って侵入したとみられる遠山容疑者。なぜ、このような服装をしたのでしょうか。

遠山容疑者は「以前見た黒装束の泥棒の映画に刺激され、忘れられなくて好奇心で実際やってみたらうまくいった」と話しているということです。
さらに、調べに対し「病院勤務でのストレスが原因でやった。ネットで盗み方を調べた」と容疑を認めているということです。
遠山容疑者は空き巣をしたなどとして、去年２度逮捕されていました。東京都内などで、同様の手口による被害が他にも４３件確認されていて、警視庁が関連を調べています。

・自宅に放火、家族殺害未遂　容疑で大学生逮捕―岡山県警
＜時事通信　2022 年 1 月 13 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2688288
　岡山県井原市の自宅に放火し、同居する両親と弟を殺害しようとしたとして、県警捜査１課などは１３日、殺人未遂と現住建造物等放火の容疑で男子大学生（１９）を逮捕した。井原署に自首し、「両親や弟が死んでもいいと思い放火した」と供述しているという。
　逮捕容疑は１３日午前１時半ごろ、自宅１階の玄関などに放火し、介護士の父親（５０）と母親（５０）、小学５年の弟（１１）を殺害しようとした疑い。

◇*事故、事件の続報*
・駐車場で車が爆発、車内にガス充満させた男「気持ち良くなるために吸っていた」
＜読売新聞　　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220113-OYT1T50129/
昨年１２月、神戸市兵庫区のパチンコ店駐車場で車が爆発した事故で、兵庫県警兵庫署は１２日、車内にガスを充満させて火をつけて爆発させたとして、同区上沢通、建設作業員西岡宏文容疑者（３１）を重過失激発物破裂容疑で逮捕した。容疑を認めているという。
　発表では、西岡容疑者は昨年１２月２６日午後１時１０分頃、同区新開地のパチンコ店駐車場に止めた軽乗用車内にカセットコンロ用のガスボンベから出したガスを充満させ、たばこに火をつけて引火、爆発させた疑い。「気持ち良くなるためにガスを吸っていた」と供述しているという。この事故で駐車場の窓ガラス１４枚が割れ、西岡容疑者も顔や手にやけどを負っていた。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*
・令和２年度における消防職員の懲戒処分等の状況（令和２年４月1 日～令和３年３月31 日）
＜総務省消防庁　2022 年 1 月 13 日＞
　　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/shoukyuushokuin0.pdf
懲戒処分者数の状況
○ 令和２年度中に懲戒処分を受けた職員数は 373 人であった。
○ 事由別にみると、「一般服務関係」126 人（33.8%）が最も多く、次いで「交通事故・交通法規違反」102 人（27.4%）、「公務外非行関係」99 人（26.5%）、「監督責任」37 人（9.9%）、「公金物品取扱い関係」9 人（2.4%）の順となっている。
○ 種類別にみると、免職 26 人、停職 93 人、減給 101 人、戒告 153 人となっている。

□*大災害、原発事故対策*
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７０報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ynmHQ6JhhPKmS1BY
１　自治体の検査結果
　小樽市、岩手県、宮城県、仙台市、茨城県、埼玉県、川越市、千葉市、東京都、文京区、杉並区、神奈川県、横浜市、新潟県、静岡県、名古屋市、滋賀県、京都府、大阪市、香川県
　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　３件

No.　1	産地不明	クロカワ	(Cs：230　Bq/kg)
No.　2	宮城県産	マツタケ	(Cs：250　Bq/kg)
No.175	福島県産	ヤマメ	(Cs：170　Bq/kg)

・福島原発１号機、調査開始できず　東電、放射線量計などに異常

＜共同通信　2022 年 1 月 14 日＞　https://nordot.app/853913914447118336?c=39546741839462401

東京電力は 12 日、福島第１原発１号機で開始予定だった原子炉格納容器の内部調査を、準備作業段階で一時中断したと発表した。使用する水中ロボットの放射線量計などの表示に異常が起きたためで、調査は開始できていない。

東電は原因究明と対策を実施後に再開する予定だが「見通しは立っていない」としている。

調査は溶融核燃料（デブリ）の取り出しに向けた情報収集が目的。12 日は、汚染水がたまった容器内を進む調査用ロボットのケーブルが引っ掛からないよう、事前に別のロボットを使って通り道となる金属製の輪「ガイドリング」の取り付けを始める予定だった。

[原子力施設全般]

・仏電力の新型原発、また稼働延期　10 年以上遅れ、増設計画に影

＜共同通信　2022 年 1 月 12 日＞　https://nordot.app/853961479489470464

フランス電力（EDF）は 12 日、北西部フラマンビル原発に建設中の新型炉、欧州加圧水型炉（EPR）について、作業の遅れで運転開始に向けた燃料装填が 2022 年末から 23 年 4～6 月へ延期となると発表した。新型コロナウイルス流行の影響もあるとしている。

国内１号機となるこの EPR は当初 12 年に稼働する計画だったが、設計上の不備や工事の欠陥が相次いで発覚し、10 年以上遅れることになった。マクロン大統領は昨年、国内で原発建設を再び推進すると表明したが、再度の遅れは新たな計画策定に影を落としそうだ。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_k2zd5ZVsMaSfyRY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年１月 13 日版）

＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8kG_e5pZvMqecOhY

・オミクロン株の国内発生状況について

＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=OynmHQ6JhhPKmSBBY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xnVgORIQXcI2ylxY

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン株 世界で拡大 感染者数 各国で過去最多の水準に

＜NHK　2022 年 1 月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220113/k10013427861000.html

・オミクロン株、全ての都道府県で感染確認…全国の新規感染１万８８６０人

＜読売新聞　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220113-OYT1T50211/

・オミクロン株 感染拡大 これまでにない速さ 一定程度重症化も

＜NHK　2022 年 1 月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220113/k10013428501000.html

・オミクロン、未接種者には「危険」 WHO
＜AFP＝時事　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3384839

[対策・予防]

◇省庁発表

・第 67 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 4 年 1 月 13 日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wnFk1RYUWcYyzhhY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・追加接種（３回目接種）についてのお知らせ
＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ynls3R4cUc46xpBY

・布製マスクの配布希望について（令和 4 年 1 月 12 日）
＜文部科学省　2022 年 1 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcsac49vqt1vSbG

・3 回目接種　一般の人も間隔 7 カ月に　職域の開始時期も前倒し
＜毎日新聞　2022 年 1 月 12 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220112/k00/00m/040/252000c
・64 歳以下接種、7 カ月へ前倒し　政府、高齢者は 6 カ月
＜共同通信　2022 年 1 月 13 日＞　https://nordot.app/854311429226283008?c=39546741839462401
・子どもへのワクチン接種 5 歳以上に拡大 20 日にも承認へ 厚労省
＜NHK　2022 年 1 月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220113/k10013428241000.html

・「政府はワクチン・治療薬の確保に目途たたず」内部資料入手 オミクロン感染爆発で医療ひっ迫懸念
＜AERAdot.　2022 年 1 月 13 日＞　https://dot.asahi.com/dot/2022011300002.html?page=1

・オミクロン株急拡大で第 6 波到来、「飲み薬」は希望の光となるか
＜DIAMOND online　2022 年 1 月 13 日＞　https://diamond.jp/articles/-/292956

・WHO「ワクチン義務化は最後の手段」　その前に手段を尽くすべき
＜朝日新聞　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1F2RH8Q1DUHBI048.html
新型コロナウイルスのワクチン接種を義務化する動きについて、世界保健機関（WHO）の緊急対応責任者マイク・ライアン氏は 12 日の会見で、「義務化は最後の手段」と述べ、接種をためらう人に対して十分な情報を提供するなどして理解を求めることが先決だとの認識を示した。
ライアン氏は、新型コロナと関係なく一般論として、WHO は、従来ワクチン接種の義務化に関し各国政府に慎重な対応を求めてきたと指摘。十分な情報を提供し、個々人の権利や自由より義務化で得られる公衆衛生上の利益や社会的利益、国民の利益の方がはるかに重要であるようにするなど、義務化の前にあらゆる手段を尽くすべきだとしてきたと説明した。
またテドロス・アダノム事務局長は会見で、ワクチン専門家で作る WHO の諮問グループが 11 日に発表した見解に言及。「追加接種を繰り返す戦略は持続可能ではない」とし、より感染防止効果があるワクチンの開発の必要性を求めた点に触れ、感染拡大防止のため、追加接種を進める先進国と 1 回目の接種を終えていない人が多い途上国の間の格差是正を訴えた。

◇大学等関係

・早々と対応決めた大学も　「共通テストなしで合否判定を」の通知受け
＜朝日新聞　2022 年 1 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1D7G16Q1DUTIL049.html
新型コロナウイルスの影響で大学入学共通テストの本試験も追試験も欠席せざるをえなかった受験生について、

文部科学省が 11 日、各大学に対して個別試験での合否判定を求めたことを受け、早くも対応を表明する大学が出始めた。ただ、対応を決めかねている大学も少なくない。

福岡大は 12 日、3 月の後期入試（医学部医学科以外）に振り替える方針を明らかにした。

2 月の前期入試の中で、共通テストを利用した「単独型」と「併用型」の入試を実施する。共通テストを受けられないと受験できなくなるが、コロナの影響の場合は特例措置として、前期の受験料を充てる形で後期試験を受けられるようにするという。後期の受験料が安い場合は差額分を返金する。また、振り替え受験をせずに福大の受験を断念した場合は受験料の返金に応じる。

文科省は 11 日に各大学に発出した通知で、個別試験の再追試を新たに設けることも求めたが、福岡大の担当者は「今の時期から追試向けに、公正に判定できる適切な入試問題を用意するのは難しい」と説明した。

昨年の一般入試で約 13 万 6 千人が出願した近畿大では、共通テストを利用した方式を全 15 学部で実施している。入試担当者は「国公立大学の入試は共通テストがなければ成立しないが、我々は個別試験だけで判定できる」。今年の一般入試は 8 日間の日程を設けており、12 日、発熱の症状などで個別試験を受けられなかった受験生らに受験日の振り替えや検定料の返還に応じると、ホームページで発表した。こうした対応によって「受験の機会は十分に確保できている」という。

一方、東北大や早稲田大などは 12 日の取材に、「通知を受け、対応を検討中」と答えた。大阪教育大の担当者は「準備が何もできておらず、正直戸惑っている」。文科省が個別試験の再追試を設けるよう求めていることについては「様々な選択肢を検討するしかない」と語った。

・オミクロン急増、病院は学校は　医療崩壊防止へ医師の隔離免除の国も

＜朝日新聞　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1F4SXBQ1DUHBI046.html

新型コロナウイルスの「オミクロン株」による感染者の急増により、各国で社会機能の維持が深刻な課題となっている。病院や学校などでの人手不足を緩和しようと、隔離措置の緩和など様々な対策を打ち出しているが、感染拡大の勢いは衰えず、先行きへの不安も高まっている。

連日 30 万人以上の感染者が出ているフランスでは今月、隔離規制が緩和され、感染しても軽症や無症状なら、医師や看護師らはそのまま働き続けることが可能になった。

入院患者が増え続けて病院の負担が大きくなる一方、療養や隔離で欠勤するスタッフが多くなっているためで、医療崩壊を防ぐための非常手段と言える。

学校では、休校を避けるために政府が設けたルールが大きな混乱を招いた。

クラスで感染者が出た場合、すぐに全児童生徒が薬局などで検査し、陰性なら授業に戻れるとした。2 日後と 4 日後にも検査が必要だ。

相次ぐ学級閉鎖

しかし、3 日に新学期が始まると、子どもが感染するたびに全ての親が呼び出され、子どもを薬局に連れていく事態が続出した。薬局にも長蛇の列ができ、検査キットも不足した。教員にも感染が広がり、学級閉鎖が相次いでいる。

政府は早々と方針変更に追い…

・仏 新型コロナ 有効な感染対策訴え全国の教員が一斉ストライキ

＜NHK　2022 年 1 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220114/k10013429601000.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・濃厚接触者の待機期間、14 日間→7 日間に短縮検討　厚労省

＜朝日新聞　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1F3GVFQ1FULBJ003.html

・オミクロン濃厚接触者待機、短縮で合意　専門家組織「１０日間」軸に―政府１４日にも決定

＜時事ドットコム　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022011301154&g=soc

・熊本、愛媛が要請検討　まん延防止で松野官房長官

＜時事ドットコム　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022011300579&g=pol
・政府の安心アピールに自治体困惑　「最悪想定」の医療計画、早くもほころび
＜京都新聞　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/710607
****

[3] 環境関連法改正情報（2021年12月分）更新

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022年1月7日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/
更新された情報は、環境基本法、労働安全衛生法、オゾン層保護法（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）、騒音規制法、ビル管法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）、事務所則等（事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則）、地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）。
****

[4] *石綿被害予防*

◇石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第３号）

［官報］　令和4年1月13日　号外　第9号　1～4頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220113/20220113g00009/20220113g000090001f.html

〇厚生労働省令第３号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年１月 13 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項に次の一号を加える。

四　船舶（総トン数二十トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事

第一条中石綿障害予防規則様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。

様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の一様式を加える。

様式第１号（第４条の２関係）（表面）　事前調査結果等報告　　―省略―
様式第１号（第４条の２関係）（裏面）　事前調査結果等報告　　―省略―

第二条の表改正後欄の石綿障害予防規則第三条第四項及び第七項第九号中「建築物」を「建築物及び船舶」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一

(略)	(略)		(略)	(略)
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存		石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存
	第三条第六項の規定による記録の写しの備付け			(新設)
	(略)			(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
表二～表四　(略)			表二～表四　(略)	

第三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改　正　後		改　正　前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	(略)	(略)	(略)
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	(略)	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	(略)
	第三条第八項の規定による記録の写しの備付け		第三条第六項の規定による記録の写しの備付け
	(略)		(略)
(略)		(略)	
表二～表四　(略)		表二～表四　(略)	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第４号）

［官報］　令和４年１月 14 日　号外　第 10 号　8～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220114/20220114g00010/20220114g000100008f.html

○厚生労働省令第４号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二十二条の規定に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年１月 14 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則（令和三年厚生労働省令第百八十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改　正　後	改　正　前
(法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額) **第四条**　法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額は、法第三条第一項に規定する給付金（以下「給付金」という。）又は法第九条第一項に規定する追加給付金（以下「追加給付金」という。）から遅延損害金に相当する額を控除した額とする。 （給付金の請求）	(法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額) **第四条**　法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額は、法第三条第一項に規定する給付金又は法第九条第一項に規定する追加給付金から遅延損害金に相当する額を控除した額とする。

第五条　給付金の支給の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　請求人の氏名、生年月日、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 二　請求人が法第三条第三項に規定する遺族（以下「遺族」という。）の場合にあっては、当該請求に係る死亡した者との関係並びに当該請求に係る死亡した者の氏名及び生年月日 三　請求に係る疾病にかかった旨の医師の診断の日又は石綿肺に係るじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第四条第二項に規定するじん肺管理区分の決定（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された者に係る決定に限る。）があった日（請求に係る者が法第二条第二項に規定する石綿関連疾病により死亡したときは、その死亡した日） 四　請求に係る疾病の名称及び当該疾病により死亡した事実の有無 五　請求人（当該請求人が遺族の場合にあっては、当該請求に係る死亡した者をいう。第七号及び次項第六号において同じ。）が、じん肺法の規定に基づきじん肺管理区分が決定された者（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された者に限る。）である場合にあっては、当該決定されたじん肺管理区分 六　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に定める保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）に定める救済給付若しくは特別遺族給付金の認定及び決定等に関する事実 七　請求に係る疾病が肺がんである場合にあっては、請求人の喫煙の習慣の有無 八　請求人（当該請求人が遺族の場合にあっては、当該請求に係る死亡した者及び当該請求人その他の当該死亡した者の相続人をいう。）が同一の事由について、損害賠償その他これに類する給付等を受けたことにより法第十二条第一項又は第二項の損害の塡補がされた場合にあっては、その受けた損害賠償その他これに類する給付等の額及び内容等 九　給付金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号 十　請求年月日 十一　その他参考となるべき事項 ２　前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。 一　請求人の住民票の写し（外国人にあっては、旅券、	（新設）

住民票その他の身分を証する書類の写し） 二　請求人が遺族の場合にあっては、次に掲げる書類 イ　当該請求に係る者の死亡に関して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この号において同じ。）に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書書類 ロ　当該請求人と当該請求に係る死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本 ハ　当該請求人より先順位の者がいないことを認めることができる書類 ニ　当該請求人が当該請求に係る死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類 三　請求人が従事した法第二条第一項に規定する特定石綿ばく露建設業務に係る事業の名称及び事業場の所在地（当該業務に係る事業が複数ある場合にあっては、その全ての事業の名称及び全ての事業場の所在地）並びに当該事業場ごとの石綿にさらされる業務に従事した期間及びその内容を証明することができる書類 四　請求に係る疾病にかかったことを証明することができる医師の診断書その他の資料 五　前項第五号のじん肺管理区分を証明することができる資料 六　請求人が法第二条第三項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類 七　労働者災害補償保険法に基づく保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付若しくは特別遺族給付金を受けた場合にあっては、その旨を証明することができる資料 八　前項第八号の損害賠償その他これに類する給付等の額及び内容等に関する事実を証明することができる資料 九　前項第九号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類 十　その他請求に係る事実を証明することができる書類その他の資料 （請求人に対する情報の提供） **第六条**　厚生労働大臣は、給付金及び追加給付金（以下この条において「給付金等」という。）の支給の請求に係る利便の向上を図るため、給付金等の支給の請求をしよう	（新設）

とする者に対し、その求めに応じ、当該請求に必要な情報（労働者災害補償保険法に定める業務災害に関する保険給付及び石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族給付金に関する決定に係るものに限る。）を提供することができる。 （給付金の認定結果の通知等） 第七条　厚生労働大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、請求人に、その旨及び給付金の額を通知しなければならない。 ２　厚生労働大臣は、請求があった場合において、法第五条第一項の認定をしなかったときは、請求人に、その旨を通知しなければならない。 ３　厚生労働大臣は、法第六条第三項の規定により請求を却下したときは、請求人に、その旨を通知しなければならない。 （診断書等の提出） 第八条　請求人（当該請求に係る者が死亡した場合を除く。）が、法第六条第一項の規定により医師の診断を受けたときは、当該診断の結果が記載された診断書その他の資料を厚生労働大臣に提出するものとする。 （追加給付金の請求） 第九条　第五条の規定は、追加給付金の支給の請求をしようとする者について準用する。 （追加給付金の認定結果の通知等） 第十条　第七条の規定は、法第十一条第一項の規定による追加給付金の認定及び同条第二項の規定により準用される法第六条第三項の規定による追加給付金の支給の請求の却下について準用する。 （添付書類の省略） 第十一条　厚生労働大臣は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により請求書に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。	（新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条に規定する規定の施行の日から施行する。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

２　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省、労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表（第一条関係） 一～四十五の十三　（略） 四十五の十四　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）に係る申請等 同法による申請等	別表（第一条関係） 一～四十五の十三（略） （新設）

四十五の十五　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則（令和三年厚生労働省令第百八十七号）に係る申請等 同令による申請等	（新設）
四十六～五十六　（略）	四十六～五十六（略）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

３　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（調査官） **第三十六条**　（略） ２　調査官は、命を受けて、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関する調査及び研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項並びに労災管理課の所掌に属するものを除く。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。	（調査官） **第三十六条**　（略） ２　調査官は、命を受けて、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関する調査及び研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項を除く。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

****

[5] ***医薬品等***

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（政令第 19 号）

［官報］　令和４年１月 13 日　本紙　第 653 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220113/20220113h00653/20220113h006530003f.html

あらまし

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（政令第19号）（厚生労働省）

１　製造販売の承認に係る品目について、不妊治療のために使用されることを目的としてその効能、効果、用法又は用量を変更しようとする場合において、当該変更に係る承認のための審査を受けようとする者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に納める手数料の額について、当分の間、特例を設けることとした。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行し、令和三年八月一日から適用することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（厚生労働省告示第１号）

［官報］　令和４年１月 13 日　本紙　第 653 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220113/20220113h00653/20220113h006530004f.html

○厚生労働省告示第１号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）附則第四条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、令和三年八月一日から適用する。

令和４年１月 13 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一

号）附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもののみを有効成分とする製剤とする。

一　エストラジオール
ニ　エストラジオール吉草酸エステル
三　カベルゴリン
四　クロミフェンクエン酸塩
五　クロルマジノン酢酸エステル（一錠中クロルマジノン酢酸エステルとし２１mgを含有するものに限る。）
六　結合型エストロゲン
七　シクロフェニル
ハ　ジドロゲステロン
九　精製下垂体性性腺刺激ホルモン
十　セトロレリクス酢酸塩
十一　ドロスピレノン・エチニルエストラジオール　ベータデクス（子宮内膜症に伴う疼痛の改善を目的とするものであり、かつ、月経困難症治療薬に限る。）
十ニ　ナファレリン酢酸塩水和物
十三　ノルエチステロン―エチニルエストラジオール（月経困難症治療薬に限る。）
十四　ヒト下垂体性性腺刺激ホルモン
十五　ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（一管中ヒト絨毛性性腺刺激ホルモンとして５０００単位又は１００００単位を含有するものに限る。）
十六　ブセレリン酢酸塩（一瓶中ブセレリン酢酸塩として１５・７５mgを含有するものに限る。）
十七　メトホルミン塩酸塩
十ハ　メドロキシプロゲステロン酢酸エステル（一錠中メトロキシプロゲステロン酢酸エステルとして２・５mg又は５mgを含有するものに限る。）
十九　レトロソール
二十　レボノルゲストレル―エチニルエストラジオール（月経困難症治療薬に限る。）

****

[6] ***農薬***

◇登録・失効農薬情報を更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022年1月4日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022年1月5日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全情報（化学物質）No.01(2022)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022年1月6日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202201c.pdf
　食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022年1月6日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html
「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋の以下の項目が更新された。
　○パー及びポリフルオロアルキル化合物について（2022年1月更新）

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における森林吸収由来クレジットの取扱いが変わります

＜経済産業省　2022 年 1 月 13 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220113002/20220113002.html?from=mj

＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110400.html

経済産業省及び環境省は本日、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において報告される調整後温室効果ガス排出量の調整方法を定めている告示を改正する告示を公布しました。

1. 公布した告示

･調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件

2. 改正の概要

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において報告される調整後温室効果ガス排出量※1 の算定に当たっては、削減量の二重計上を避けるため、他者に移転した国内認証排出削減量※2 を加算することとなっています。一方で、本制度では、温室効果ガスの吸収量の報告を求めていないため、吸収活動に由来する認証排出削減量については二重計上の恐れがありません。

このため、今般、本告示を改正し、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された国内認証排出削減量については、これを移転した際に加算しないよう変更することとしました。

※1　特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を､特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量。

※2　国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるもの。具体的には、J-クレジット等。

関連資料

概要

https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220113002/20220113002-1.pdf

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件」の概要

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第１項に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において報告される調整後温室効果ガス排出量（以下「調整後排出量」という。）（※１）の算定方法は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第１条第４号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成22年３月経済産業省・環境省告示第４号。以下「本告示」という。）で定めている。

○本告示では、第２第１項第１号において、「特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（※２）をした国内認証排出削減量（※３）」を控除するよう定めている。また、同項第３号において、「特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量」を加算するよう定めている。これは、調整後排出量の算定に当たって、排出削減量の二重計上を防ぐための措置である。

○「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」においては、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量を算定の対象とはしていないため、当該吸収量として認証された国内認証排出削減量については、当該国内認証排出削減量を他者に移転した特定排出者（法第26条第１項に規定する特定排出者をいう。）の調整後排出量の算定に当たって加算をしなくとも二重計上されないが、本告示では加算することとしているため、当該国内認証排出削減量を移転した特定排出者は、必要以上に多くの調整後排出量を報告しなければならず、当該国内認証排出削減量の創出・移転を阻害する要因となっており、特定排出者から改正を求められている。

○こうした背景を踏まえ、本告示第２第１項第３号中「国内認定排出削減量」の下に「（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたものを除く。）」を加え、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された国内認証排出削減量については、これを移転した際に加算しないよう変更することとする。

（※１）特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、特定排出者が取得等をした国内認証排

出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

（※２）他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。

（※３）国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

◇調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第１号）

［官報］ 令和４年１月 13 日　本紙　第 653 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220113/20220113h00653/20220113h006530005f.html

○経済産業省　環境省　告示第１号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年経済産業省、環境省 告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和４年１月 13 日　　経済産業大臣臨時代理　国務大臣　　山際大志郎
環境大臣　　山口　　壮

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
第二　調整後温室効果ガス排出量の調整方法 １　（略） 一　（略） 二　（略） 三　特定排出者が創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたものを除く。）のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量 ２　（略）	第二　調整後温室効果ガス排出量の調整方法 １　（略） 一　（略） 二　（略） 三　特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量 ２　（略）

◇米温暖化ガス排出 21 年 6%増　民間試算、目標達成遠のく

＜日経新聞　2022 年１月 11 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN1048U0Q2A110C2000000/

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について

＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2022年1月7日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222002&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件」の公布及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110400.html

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　1 月 20 日、非公開

＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzn2DR6ZlgPaiSpRY

・食品安全委員会（第 844 回）の開催について　　1 月 18 日

＜内閣府　2022 年 1 月 13 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai844.html

（1）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等　１品目

JPBL007 株を利用して生産されたα-アミラーゼ

（2）農薬第二専門調査会における審議結果について

・「グルホシネート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「JPAo008 株を利用して生産されたアミノペプチダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（4）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「Corynebacterium glutamicum KCCM80189 株により生産された L-イソロイシンを有効成分とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（5）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「トリフルミゾール」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品及び飼料添加物「ナイカルバジン」に係る食品健康影響評価について

（6）その他

・食品安全委員会 農薬第二専門調査会（第 16 回）の開催について　　１月２１日、非公開

＜内閣府　2022 年 1 月 13 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_16.html

（1）農薬（アセキノシル）の食品健康影響評価について

（2）その他

・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第 249 回）の開催について　　1 月 20 日

＜内閣府　2022 年 1 月 13 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_249.html

（1）動物用医薬品（チオプロニン）に係る食品健康影響評価について

（2）暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価における QSAR 利用について

（3）その他

・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第２５０回）の開催について　　１月２０日、非公開

＜内閣府　2022 年 1 月 13 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_250.html

（1）動物用医薬品（ワクチン添加剤）に係る食品健康影響評価について

（2）その他

・第５回健康と環境に関する疫学調査検討会の開催について　　1 月 20 日

「健康と環境に関する疫学調査検討会－エコチル調査の今後の展開について－」

＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110404.html

（1）報告書案について

（2）その他

・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）「第 11 回エコチル調査シンポジウム」のオンライン開催について　　２月 20 日
＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110397.html
・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 28 回）の開催について　　１月 20 日
＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110399.html
（１）瀬戸内海環境保全基本計画の変更 について
（２）その他
・令和３年度海洋プラスチックごみ学術シンポジウムの開催及び講演者の公募について　　３月 11 日
＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110409.html
・「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議の開催について　　２月２日
＜文部科学省　2022 年 1 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcsac49vqt1vSbH
1. 国立大学法人ガバナンス・コードの改定について
2. その他
・生命倫理・安全部会（第 48 回）の開催について　　１月 20 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcsac49vqt1vSbJ
(1)個人情報保護法の見直し等を踏まえた関係指針の検討について
(2)その他
・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（第 11 期第 4 回）の開催について　　１月 20 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcsac49vqt1vSbK
1. 科学研究費助成事業等に係る令和 3 年度補正予算及び令和 4 年度予算案について
2. 当面の科研費制度改善の方向性について（案）
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　12 月 7 日
＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8kG_e5pZvMqed-hY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）　　12 月 17 日
＜厚生労働省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzn1o2RoYVco-wtRY
第１部（感染症部会単独開催）
第２部（合同開催）　風しんの追加的対策について
****

[11] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 569 号　2022 年 1 月 13 日　から＞

〇欧州
・Daily News 04/01/2022 Chemicals: new EU rules for safer ink tattoos across the EU
＜欧州委員会(EC)　2020 年 1 月 4 日＞
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_22_41
欧州委員会は、2022/01/04 付けで、タトゥーインクおよびパーマネントメイクアップ中の有害化学物質に関する欧州の制限が発効することを報じている(注釈：REACH 附属書 XVII エントリー75)。この制限には、発がん性、変異原性、生殖毒性物質、化粧品で禁止されている化学物質、皮膚感作物質、皮膚および眼に対する刺激物質、金属不純物、芳香族アミンおよび一部の顔料が含まれる。なお、C.I. ピグメントブルー15 および C.I. ピグメントグリーンー7 の禁止は、2023/01/04 から適用される。
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/861
＜欧州委員会(EC)　2020 年 1 月 6 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/176224?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、化粧品のラベル表示に使用する一般的な成分名の用語集について、化粧品規則（EC）No 1223/2009 の適用に関する欧州委員会執行決定(案)を WTO/TBT 通報した。化粧品に使用する一般的な成分名の用語集を更新し、均一

なラベル表示を目的としている。この通報への意見提出は 2022/03/07 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/EU/22_0129_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/EU/22_0129_01_e.pdf
・フィンランド環境研究所、産業界における有害化学物質の管理強化の必要性を強調(発表日：2021/12/17)
＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 1 月 4 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33021
・欧州委員会と国連環境計画、汚染ゼロに向けた協力を強化へ(発表日：2021/12/10)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2020 年 1 月 4 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46587&oversea=1

○米国

・Clean Air Act Section 112 List of Hazardous Air Pollutant: Amendments to the List of Hazardous Air Pollutants (HAP)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 1 月 5 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/01/05/2021-28315/clean-air-act-section-112-list-of-hazardous-air-pollutant-amendments-to-the-list-of-hazardous-air
EPA は、大気浄化法(CAA)に基づく有害大気汚染物質(HAP)のリストに 1-ブロモプロパン(1-BP)を追加し、改正する最終規則を官報公示した。この最終規則は 2022/02/04 に発効する。
・Notification of a Public Meeting of the Chartered Clean Air Scientific Advisory Committee (CASAC) and CASAC Particulate Matter Panel
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 1 月 7 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/01/07/2022-00110/notification-of-a-public-meeting-of-the-chartered-clean-air-scientific-advisory-committee-casac-and
EPA は、粒子状物質（PM）の 2019 年統合科学評価（ISA）に対する EPA の補足案および PM 政策評価（PA）案に関する公認クリーンエア科学諮問委員会（CASAC）報告書の草案を議論するため、CASAC および CASAC PM パネルの公開会議を開催することを官報公示した。会議は、2022/02/25、2022/02/28、2022/03/04（全て 11：00～15：00(東部時間)）に開催される予定。
・Technical Barriers to Trade Information Management System Addendum　G/TBT/N/USA/1787/Add.1
＜米国食品医薬品局(FDA)　2020 年 1 月 6 日＞
http://tbtims.wto.org/en/ModificationNotifications/View/176220?FromAllNotifications=True
FDA は、眉毛やまつげを着色する業務用化粧品の着色剤として硝酸銀を
安全使用できるように、着色添加剤規制を改正する最終規則が 2021/11/8 に発効したことを WTO/TBT 通報し、規則の発効をリマインドしている。

○カナダ

・Volatile Organic Compound Concentration Limits for Certain Products Regulations: SOR/2021-268
＜カナダ　2020 年 1 月 5 日＞
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p2/2022/2022-01-05/html/sor-dors268-eng.html
カナダ政府は、特定の製品に対する揮発性有機化合物(VOC)の含有限度の最終規則 SOR/2021-268 を官報公示した。
・Select hydrocarbon-based substances
＜カナダ　2020 年 1 月 8 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/select-hydrocarbon-based-substances.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、選ばれた 8 種の炭化水素ベースの物質(群)のスクリーニング評価案を公開し、2022/03/09 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案で、これらの物質はカナダ環境保護法（CEPA 1999）第 64 条の基準には合致しないとしている。カナダ官報　→
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-01-08/html/notice-avis-eng.html#na5

〇台湾

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/TPKM/478
＜台湾　2020 年 1 月 6 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/176246?FromAllNotifications=True
台湾の経済部標準検験局(BSMI)は、ポリ塩化ビニル(PVC)製の床材の多くが可塑剤含有量の要件を満たしていないことから、ポリ塩化ビニル床材の法的検査要件(草案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2022/02/05 までで、2022/07/01 に発効する予定。WTO/TBT 通報文書　→
https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/TPKM/22_0157_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/TPKM/479
＜台湾　2020 年 1 月 7 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/176284?FromAllNotifications=True
台湾の衛生福利部食品薬物管理署(FDA)は、化粧品への使用が禁止されている成分リストの改正案を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/03/08 までで、2022/07/01 に発効する予定。WTO/TBT 通報文書(中国語)　→
https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/TPKM/22_0200_00_x.pdf

---

〇ブラジル

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/BRA/1298
＜ブラジル　2020 年 1 月 7 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/176268?FromAllNotifications=True
ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）は、食品に接触することを意図するセルロース材料、包装および機器に関する技術規制を含む決議案を公表し、意見募集を開始したことを WTO/TBT 通報した。意見募集は 2022/03/07 まで。WTO/TBT 通報文書(ポルトガル語)
http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6372281/CONSULTA+P%C3%9ABLICA+N+1061_2021.pdf/417ee79a-03ee-47f9-9c8d-64bf1c5cc40f

****

[12] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 13 例目）について
＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110446.html
・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 13 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220113.html
・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 10 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110439.html

---

・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220113_7.html

---

◇*薬物関係*

・大麻は「野菜」覚醒剤は「アイス」　違法薬物の「隠語」京都府警が辞典作成
＜京都新聞　2022 年 1 月 14 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/711105

◇*その他*

・岸田首相、学術会議の「任命拒否」変えず　担当に官房長官、対話継続
＜時事ドットコム　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022011301048&g=pol

岸田文雄首相は13日、首相官邸で日本学術会議の梶田隆章会長と面会した。

菅義偉前首相が同会議の会員候補6人の任命を拒否したことに関し、首相は「当時の首相が最終判断したもので、一連の手続きは終了したと承知している」と述べ、同会議側が求める任命には応じない方針を伝えた。

ただ、首相は梶田会長に対し、「今後対話を重ねることが重要だ。松野博一官房長官を担当者とし、今後について検討していきたい」と説明。面会後、梶田会長は記者団に「これを基にどうするかをこれから考えていく。前向きに捉えたい」と語った。

・教員免許更新制、7月に廃止へ　政府が法改正方針

＜朝日新聞　2022年1月14日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1F6KVJQ1FUTIL04K.html

教員免許に10年の期限を設け、更新講習を受けなければ失効する教員免許更新制が、今年7月に廃止される見通しになった。来週召集される通常国会に政府が提出する教育職員免許法の改正案に、廃止の日付について今年7月1日と盛り込む方針。これ以降に免許の期限を迎える教員は、更新手続きが不要になる。

教員免許更新制は、教員の資質確保を目的に第1次安倍政権時代に法改正され、2009年度に開始。無期限だった教員免許に10年の期限を設け、期限切れ前の2年間で講習を30時間以上受け、修了認定されなければ失効する。教員の不足や負担増の一因と指摘され、昨年8月、萩生田光一文部科学相（当時）が廃止の方針を表明していた。

政府は、今年の通常国会に、免許の期限や更新制に関する規定を削除した教育職員免許法の改正案を提出。このなかで、改正法の施行日を今年7月1日とする方針だ。

・早大初のベンチャーキャピタルを設立へ　田中総長「土壌を広げたい」

＜朝日新聞　2022年1月11日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1B6V5FQ1BUTIL12T.html

・京大発ベンチャー急増　「ビジネスに距離」の伝統に変化

＜朝日新聞　2022年7月22日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7L1582P7KPLFA006.html

********** 以上 **********